令和4年第1回入間市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年1月25日(火) 開会 午後 2時01分
- 2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室
- 3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員 (1人)

会長代理 4番 久保田勝

- 5. 遅刻委員(0人)
- 6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 3番 吉川光彦 5番 池谷昭二

第2 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定 について

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 豊泉 隆 岩田孝三郎

中村郁夫 中村義男 清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員10名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第1回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、4番、久保田勝委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、3番、告川光彦委員、5番、池谷昭二委員、 以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案では、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者、借受人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いします。

なお、議事録における土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応いたします。 それでは、1番を議題といたします。

担当10番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員10番(中島伸吉君)

10番、中島です。議案第1号の1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、借受人、○○○○。筆数、2筆。合計面積、1,199平方メートル。利用権種類、 使用貸借権です。

1月21日に豊泉推進委員と耕作状況などを確認してまいりました。以下、状況などにつ

いてご説明します。

内容としては、〇〇さんは現在〇〇歳で、〇〇〇を営んでおります。工場を持ち、農機具としては乗用型摘採機、乗用防除機、普通トラック、軽トラック等茶園管理の機械は一式所有しております。今回の圃場は、夏には草が散見されましたが、秋から手が入り、現在問題のない状況でありました。使用貸借権に関しては、問題はないと思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員(豊泉 隆君)

金子地区推進委員の豊泉です。

ただいま中島委員より説明があったとおり、大きな問題はないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第1号の1番については、〇〇〇の使用貸借権による更新の利用権設定 でございます。

中島委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は234アールであり、その農地を全て耕作しており、また農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たし

ていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における 要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出1件については、入間市農業委員会事務局事務専決規程第4条の規定により専決処分されたことを報告いたします。

それでは、報告第1号の届出について事務局より説明を願います。

○事務局

それでは、説明をさせていただきます。議案の朗読は省略をさせていただきます。報告第 1号の1番についてご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第7条第1項では、農地中間管理機構は、農用地等を買い入れて 当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業、これを農地売買事業といいますが、 この農地中間管理機構の事業の特例となる事業を行うことが可能となってございます。埼玉 県では、農地中間管理機構として埼玉県農林公社が指定をされております。令和3年12月 16日付で県農林公社より、本案件の農地を買い入れたことの届出が農業委員会へ提出され、 12月22日付で受理しましたので、報告第1号の1番のとおり報告するものでございます。 なお、今後の手続でございますが、本案件の農地について買い手が見つかった場合は、農 地法第3条許可案件として改めて審議をお願いする予定でございます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、次の報告に移ります。

農地法第3条の3の規定による届出については7件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については3件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については3件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第2号、第3号及び第4号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午後 2時11分